
関連事業者の有無について

申請内容の入力項目の1つに、「関連事業者の有無」(下書きシート[1. 本社基本情報](38))がありますが、関連事業者とは、以下の(1)又は(2)のいずれかの関係に該当する事業者をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社と親会社の関係にある場合
- ② 同一の親会社を持つ子会社同士の場合

※子会社には、会社法第2条第3号の2ロに規定されるものを含む。

※親会社には、会社法第2条第4号の2ロに規定されるものを含む。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※会社等とは、会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社(外国会社を含む。)、

組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。

※役員とは、次の者をいう。

- ア 株式会社の取締役(指名委員会等設置会社の場合は執行役)
- イ 持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社)の業務を執行する社員
- ウ 組合の理事
- エ ア～ウに準ずる者

※管財人とは、民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者をいう。